

厚木市文化芸術振興委員会第1回会議 議事録

会議の名称	厚木市文化芸術振興委員会第1回会議
会議の主管	産業文化スポーツ部 文化魅力創造課
会議の日時	令和7年7月30日(水) 午前10時30分から正午まで
開催の場所	あつぎ市民交流プラザ6階 ルーム608
出席者	厚木市文化芸術振興委員会委員9人
説明者	事務局(産業文化スポーツ部長、文化魅力創造課長、同文化芸術振興係副主幹兼係長、同副主幹)
傍聴者	なし

会議の経過は次のとおり

1 厚木市文化芸術振興委員会第1回会議

- (1) 開 会 文化魅力創造課長
- (2) 委員自己紹介 委員各自、自己紹介
- (3) 事務局紹介 事務局の紹介
- (4) 厚木市文化芸術振興委員会の設置について
参考資料1及び2に基づき事務局から説明
- (5) 委員長及び職務代理の選出について
参考資料2に基づき事務局から説明

○委員長の選出については、厚木市文化芸術振興委員会規則第4条第1項に基づき、委員の互選により秋廣 誠氏が選出された。
職務代理については、厚木市文化芸術振興委員会規則第4条第3項に基づき、委員長の指名により小林 辰夫氏が指名された。

(6) 案 件

ア 厚木市文化芸術振興条例に係る運用状況について

資料1-1、1-4及び参考資料3に基づき事務局から説明
《質疑応答》

委 員：計画数について、72との説明だったが、102ではないか。

事務局：事業数は、102である。全体の事業番号は、資料1-4の冊子の最終ページを御覧いただくと、最後の事業番号が102と記載されているのを御確認いただける。102の事業について、それぞれ条例と計画のどこに位置付けされているかについて確認いただくと御理解いただきやすい。例えば、1ページをお開きいただき、事業番号1を御覧いただきたい。事業番号の横、基本方針1、基本施策1と記載されているが、これは、資料1-2の図表を御覧いただくと、基本理念の隣に基本方針1「文化芸術活動の活性化と担い手の発掘・育成・支援」、その隣に基本施策1「豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進を図ります」、と記載されているとおり、ここに対応している。各事業が条例の何条に位置づけられているのか、計画のどこに位置

づけられているのかは、資料1-4を御覧いただくと御理解いただけると思う。

委員：この計画1枚1枚が、条例の何項に当たって、施策の何項に当たるかということか。

事務局：その通りである。

委員：そこがすごく分かりづらい。マトリックスみたいなのがあって、条例から見るとどこに位置づいているのか、計画から見るとどこに位置づいているのかが分かるものがあればいいということをおととし言ったのだが。文章で見ると相当時間がかかる。

事務局：以前から複雑だという御意見をいただいていたので、昨年度から資料1-4のページの上部に、各事業における条例と計画の位置づけの番号を記載しているが、一覧表を、というアイデアをいただいたので、次回からは、一覧表の資料を1枚追加して御用意させていただきたい。

委員：例えば、8条に入っているものは何か、を探す場合、すべて見て探さないといけない。

事務局：本日配布の資料では、資料1-1の10ページ、「厚木市文化芸術振興条例条文別総合評価一覧」をお開きいただき、条文のところ、例えば7条を見ていただくと、右に事業番号が記載されており、ここでは事業番号6~18が7条に位置づけられていることがお分かりいただけると思う。また、資料1-3では、計画についての位置づけをお示ししている。

委員：条文については、分かったが、計画についても一覧になっていると、どこが該当となるか分かりやすい。

事務局：計画についても、条例のような形で、次年度以降、一覧表を作成してお示ししたい。

イ 厚木市文化芸術振興計画に係る進捗状況について

資料1-2、1-3、1-4に基づき事務局から説明

《質疑》なし

ウ 今後の検討事項について

資料2に基づき事務局から説明。

《質疑応答》

委員：基本的なことになるが、評価はどういうところから来てAとかBとかになるのか。

事務局：資料1-3の施策ごとの総合評価は、資料1-4を御覧いただき、例えば、5ページを開いていただくと、事業番号6「郷土芸能事業」の総合評価がBとなっている。資料の1-3を見ていただくと、基本方針1基本施策2の「基本施策ごとの総合評価」のBに2と記載がある。これは、B評価が2事業あったということを示しているが、この事業番号6の事業がその2事業のうちの1事業にカウントされていて、もう1事業B評価となった事業があるということである。もう1事業は、資料1-4の9ページをお開きいただくと、事業番号

10「教育資料提供事業」の総合評価も B である。このように資料1－3の表の事業数は、資料1－4に記載の各評価の合計事業数を表している。

委員：この5ページの総合評価はどこから来るのか。

事務局：5ページの右上に担当課名が記載されているが、それぞれの事業評価は事業を担当する担当課が行っている。

委員：担当課の個人の担当の方々が評価したものか。

事務局：担当というより、担当課の判断で評価をしたものを、我々が取りまとめをしている。

委員：今後の検討事項について、令和9年からの計画に向けて、令和7年から準備していくということか。2年も前から準備していくというのは、担当課に具体的に下ろしていくので、2年かけてやっていくという理解で合っているか。

事務局：お見込みのとおりである。庁内にはいろいろな分野の計画があるが、通常、計画は2年間かけて策定している。1年目に調査を行い、その結果を受けて、2年目に計画を検討していく形である。また、先ほどから説明をしている資料1－4に掲載されているようなそれぞれの細かい事業について、新たな計画では、どのように展開していくのか、文化魅力創造課以外の事業もたくさんあるため、庁内の検討組織を立ち上げて、新しい計画に盛り込んでいく事業を検討する予定である。それから、資料1－2でお示ししている体系図における基本方針、基本施策からの見直しもあり、少し時間がかかるため、2年間を予定している。

委員：そうすると、令和8年度はそういう準備をしていくのか。令和9年度からの基本になるところを検討していくのか。

事務局：今年度は、調査の方がメインになる。計画のつくりについては来年度に検討していただく形になる。

委員：令和9年から計画が新しくなっていく中で、施策と予算はリンクしていくか。

事務局：基本的にリンクしている。総合計画事業費については、計画を立てる段階から今年度の予算についても査定をしている。物価高騰については当初の予定通りにいかないこともあるが、基本的にはリンクしている。

エ その他

次回の会議について、進捗によって変更の可能性はあるが、12月頃を予定している。日程については、皆様と事前に調整させていただく。

(7) 閉 会 委員長職務代理